

青梅市地域共生社会推進審議会委員の選出について

青梅市
地域福祉総合計画

「青梅市地域福祉総合計画」は、青梅市地域福祉計画その他青梅市の福祉に関する計画を包含した計画です。

青梅市地域共生社会推進審議会は、各計画の調和を図ります。
各会議体は、各計画の策定、変更、施策の推進を図ります。

A 青梅市地域共生社会推進審議会（R7.4条例設置）

従前会議体 青梅市地域共生社会推進会議（要綱設置）

所掌事項（略）

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1)青梅市福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること。

(2)次の計画（地域福祉計画等）の策定および変更に関すること。

（地域福祉計画等…地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画）

(3)地域福祉計画等の円滑な実施に関すること。

委員構成 会議構成委員 15人以内

- ①学識経験者
- ②次に掲げる会議体の代表者※B～Eから1人ずつ
- ③市民
- ④地域団体の代表者
- ⑤福祉関係者

B 青梅市成年後見制度利用促進審議会（条例）

●青梅市成年後見制度利用促進基本計画

C 青梅市介護保険運営委員会（条例）

●第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

D 青梅市障害者計画等審議会（R7.4条例設置）

従前会議体 青梅市障害者計画等検討委員会（要綱設置）

●第6期青梅市障害者計画 ●第7期青梅市障害福祉計画 ●第3期青梅市障害児福祉計画

E 青梅市子ども・子育て会議（R7.4条例改正）

従前会議体 青梅市子ども・子育て会議

●青梅市子ども計画（包含する計画：子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、こどもの貧困対策推進計画）

所掌事項（基本法…こども基本法、支援法…子ども・子育て支援法）

次に掲げる事項を所掌する。

(1)市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の策定および変更に関する事項その他こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(2)支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

委員構成 会議構成委員 13人以内（うち女性4割以上目標）

- ①学識経験者 2人
- ②こどもの保護者（公募） 2人以内
- ③事業主を代表する者 1人
- ④労働者を代表する者 1人
- ⑤こども施策に関する事業に関係する者 7人以内

※委員のうちから1名を、青梅市地域共生社会推進審議会委員に選出します。